

パート・若年・高年齢 労働者の安全教育のポイント

近年、労働市場において、パートタイム労働者などが増加傾向にあり、「正社員」以外の立場で就労する労働者が多くなっています。事業者は、労働者の雇用形態にかかわらず、労働者が働く職場の安全を確保する責務があります。

一般的に、非正規雇用の労働者は、雇入れ時教育などが実施されていなかったり、労働者自身の安全衛生意識が不十分であることなどが要因で労働災害が発生しています。非正規雇用労働者も、労働安全衛生法などの各種法令が適用となることに留意し、業務内容に応じた安全衛生教育を実施しましょう。

パートタイム労働者などへの安全衛生教育実施のポイント

受講者の立場に立って教える

教育する上で一番重要なのは、受講者が内容を理解して、実施することです。そのためにも、受講者のレベルやペースに合わせて、理解を確認しつつ進めることが大切です。

具体的に教える

「きちんと」、「ていねいに」などと言っても、その「程度」はなかなか伝わりません。「きちんと混ぜる」のであれば「色が完全に均一になるまで混ぜる」、「ていねいに持つ」のであれば「箱の底を両手で持つ」というように、具体的な言葉で説明しましょう。状況に応じて、見本や写真などを示すことも有効です。

理由を伝える

「理由」を教えなければ、何故それをしなくてはいけないのかがわからず、受講者の記憶に残らないかもしれません。「しなければならぬこと／してはいけないこと」だけでなく、「しなければならぬ理由／してはいけない理由」も説明し、受講者が根拠に基づいて正しく行動できるようにしましょう。

順序良く教える

簡単なことから始めて、次第に難しいことを説明する、全体に触れてから個別の内容を説明する など、受講者が受け入れやすいように説明する順番を工夫しましょう。

外部専門機関を活用する

専門的な内容を、体系立てて効果的に教育するのは用意ではありません。必要に応じて外部の専門機関を活用するなどして、効率よく教育しましょう。



厚生労働省
滋賀労働局 各労働基準監督署（大津 彦根 東近江）
～ 働きやすい滋賀をめざして（様々な人が活躍できる滋賀の職場へ）～

※このリーフレットのイラストは、厚生労働省の著作リーフレットのものを用いています。

※このリーフレットやゼロ災ロゴマークは 滋賀労働局HPからダウンロードし どなたでもお使いいただけます
http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html

若年労働者への安全衛生教育の配慮

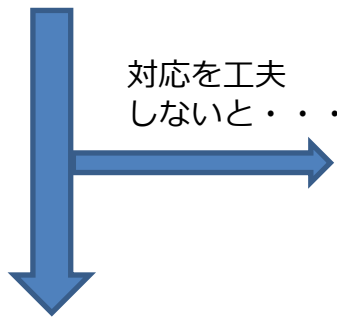
若年労働者によく見られる特徴

社会人としての知識・経験が少ない

対面コミュニケーションに苦手意識がある場合がある

積極性に欠け、受動的な場合がある

仕事に対する意欲が高くない場合がある



こうならないために

伝えたいことが正確に伝わらない

職場になかなか打ち解けられない

分からないことがあっても自分から聞けない

自ら考えて行動できない・指示待ちになる

幅広い一般常識を教育する

積極的に話しかけ、対話を多くする

質問をして考えを引き出す

良い点は褒める、問題点は理由と共に丁寧に教えて改善を促す



高年齢労働者への安全衛生教育の配慮

高年齢の労働者にはこんな課題が

身体機能の低下

- ・筋力の低下
- ・視力の低下
- ・聴力の低下
- ・俊敏性の低下 など

新しいものへの対応が難しい

- ・集中力・記憶力の衰え
- ・従来（過去）のものへの依存

知識と経験による判断

- ・過去の経験に自信
- ・ルールを軽視する場合も

若年者とのコミュニケーションが不得意

- ・若い人に質問しづらい

こういった課題に対応

作業環境の整備

- ・重量物の取り扱い時は補助具を使用・複数人で作業する
- ・不安定な姿勢での作業をやめる
- ・階段や傾斜に手すりや滑り止めの設置、段差をなくす・表示する
- ・照明を明るく、掲示物の文字を大きくする
- ・警告音を大きく、視覚だけでなく聴覚でも情報伝達する
- ・作業速度を調整する、瞬時の判断・反応が必要な作業をなくす など



作業管理による配慮

- ・経験を活かせる配置につく
- ・作業における役割分担を明確にする
- ・十分な教育を行う
- ・理解の確認を行う

ルール遵守の徹底

- ・ルールを守らないことで何が起ころか教育する
- ・若者の見本になるように諭す

コミュニケーションの促進

- ・管理者等がコミュニケーションを積極的にとる
- ・若い人に、ベテランの経験やコツを学ぶよう促す



本資料は徳島労働局の資料をもとに作成しました。滋賀労働局では、法令の公正かつ斉一的な施行に努めるほか、企業が一層効率的・効果的に安全衛生活動を行えるよう、法令以外の指導に当たっても他労働局との連携に努めています。